

分子構造総合討論会運営委員会の発足の経緯について

東京大学大学院理学系研究科 濱口宏夫

昨年9月に東京大学駒場キャンパスで行われた第33回分子構造総合討論会において、標記運営委員会の発足の可否と、第一期の委員候補者の信任を問う投票が、討論会登録者全員を有権者として実施されました。その結果、運営委員会の発足が承認され、39名の委員が信任されました。またその後の委員による互選で、代表幹事として関一彦教授（名大物質国際研）、幹事として平尾公彦教授（東大院工）、大野公一教授（東北大院理）および筆者が選出されました。今後、分子構造総合討論会は、この運営委員会と、その下部に年度毎に設置される実行委員会によって運営されてゆくこととなります。運営委員の名簿および運営委員会規約については添付の資料をご覧ください。

ここでは、本レターズ編集委員長藤井正明教授の要請に従い、この運営委員会の発足のための準備に携わった者の一人として、その経緯を記録にとどめておくことにします。より多くの分子科学研究者の皆様、分子構造総合討論会の運営に対するご理解とご支援を賜るための一助となれば幸いです。

分子構造総合討論会は、分子科学分野で最大規模の国内討論会であり、日本の分子科学の発展に大きな役割を果たしてきました。この討論会は従来、年度毎に選出される「世話人」が全責任を持ってその年度の討論会を実行するという方式で運営されてきました。「世話人」を選出する母体として「世話人連絡会」があり、そこで次年度、次々年度の世話人を、主として持ち回りの原則で決めていました。し

かし、「世話人連絡会」は、委員の選出法や任期などが明確に定まっていなかったため、その位置づけが曖昧であり、討論会の長期的課題を討議・決定する機関としての機能を十分に果たすことができませんでした。一例として、討論会の名称変更の問題があります。この問題は十数年前に故森野米三教授が討論会の懇親会の席で提案されて依頼、永年の懸案となっていますが、未だに決着がついておりません。また、近年の参加者の急増に対応して、討論会の発表形式を再検討する必要が繰り返し議論されていたものの、具体策を実行するに至っていませんでした。

このような状況のもとで、1997年の名古屋での討論会期間中に行われた「世話人連絡会」で、分子構造総合討論会のありかたを抜本的に見直すべきであるという機運が高まり、2000年度での実行を期して改革に取り組むことが決まりました。2000年度に討論会を担当することがほぼ決まっていた東京大学の委員を中心として、東京地区の「世話人連絡会」委員に改革案のたたき台作りを委嘱し、次年度の松山での会議に答申を求めるという手順も合意されました。筆者はその際、「世話人連絡会」をもっとオープンなものに改組すべきであるという発言をしていた関係で、答申案をつくる作業の世話役をする羽目に陥りました。もっと正確に言うと「言いだしっぺの自分がやらなければ、またもとのもくあみになる」という義務感と使命感の入り交じった複雑な心境で、この問題に関わることとなりました。ただし、多くの研究者を巻き込む大変重要な問題であるので、お世話するからには万全を期して遂行しよ



うと決心しました。

まず1997年11月に、東京地区の「世話人連絡会」委員17名の合意を得て、全国の委員を対象とした5項目のアンケート調査を実施しました。沢山の意見が寄せられ、整理に多大な時間を要しました。1998年4月24日に東京大学の委員4人が渋谷で会合し、アンケート結果を分析したうえで、東大委員としての答申原案を作成しました。7月15日に、御茶ノ水の化学会館で東京地区の「世話人連絡会」委員会（17名中11名出席）を開催し、東大原案を討議して、それに基づいて5項目からなる東京地区からの答申を決定しました。これを9月18日に松山で開かれた「世話人連絡会」に提出したところ、まさに議論百出し、明確な結論を得るに至りませんでした。結局、5項目の答申のうち「世話人連絡会」の改組に関する事項については、筆者が翌年までに具体案を作成して成案とすることを目指す、それ以外の改革は各年の当番校の責任において実施することになりました。筆者は、筆者が指名する数人のご協力が得られることを条件に、「世話人連絡会」改組の具体案の作成と、規約の起草作業を引き受けました。ご協力をお願いしたのは、西信之教授（分子研）、関一彦教授（名大院理、現在物質国際研）、向井和男教授（愛媛大理）、松尾隆祐教授（阪大院理）の4人の方々に、筆者を含む5人で規約の起草委員会を構成することになりました。

1999年の2月に入ってから、上記起草委員会、規約案作成のためのアンケートを準備し、3月

16日に全国の委員宛送付しました。5月の末にこのアンケート結果を集計し、それをもとに5人で検討を重ねた結果、8月の末によろやく分子構造総合討論会運営委員会規約（案）、運営委員会委員選挙細則（案）、運営委員会幹事選挙細則（案）、実施細則（案）からなる最終案の策定にこぎ着けました。この最終案を9月29日の大阪での「世話人連絡会」に提出しました。いくつかの微小修正を求める意見が出されましたが、起草委員会の責任で指摘された修正を行うことを条件にこの原案が承認されました。その結果、翌年（2000年）の討論会において、運営委員会の発足の可否と、委員候補者の信任を問う選挙を行うことが確定しました。

2000年5月23日に、起草委員会から提出する規約および細則の最終案の策定に着手し、7月末にこれを決定しました。また、決定した規約（案）に基づき、運営委員会委員の候補者の確定作業に入り、討論会直前の9月19日に候補者名簿を確定しました。これでよろやく投票の準備が整いました。「世話人連絡会」の承認を得て、選挙管理を永田敬教授（東大院総合）にお願いし、投票用紙や投票箱の準備をして頂きました。そして、9月27日から3日間にわたって投票を実施し、これを無事終了することができました。

以上が、1997年から足掛け4年にわたった作業の概要です。この作業に携わった者としては、運営委員会が無事発足して「一件落着」の感がありますが、一方、多くの討論会参加者にとって、この改

革が唐突であったことも事実であり、忸怩たる思いもあります。まさにこのような「大多数の参加者が知らないところで、いつの間にか方針が決まってしまう」ことを避けるために、今回の運営委員会が発足した訳ですが、しかしその発足のための準備は、既存の「世話人連絡会」の枠組みの中で行わざるを得なかったことをご了解頂きたいと思います。今後、ホームページ活用などにより、討論会参加者と運営委員会・実行委員会との意志の疎通が大幅に改善されることを願ってやみません。

現在、分子構造総合討論会はいくつかの大きな問題を抱えています。前出の名称変更の問題がその一つです。また、日本化学会の秋期年会との同期開催の可否、分子科学研究会との提携の問題、あるいは日本化学会の部会との関係なども旧「世話人連絡会」で議論されています。さらに、参加者の急増に伴う

発表方式の見直しも重要な検討課題となっています。このような問題を解決するには、明確な手続きで選ばれた参加者の代表が、参加者全員に見える形で問題を十分に討議し、その上で意見を集約して方針を決定する、というプロセスが不可欠です。このプロセスを担う機関として、運営委員会がその機能を遺憾なく発揮することを期待します。

最後に、アンケート調査等でご協力頂いた旧「世話人連絡会」委員の方々、最終案のとりまとめにご尽力頂いた起草委員の方々、とくに終始ご助言を賜った関一彦教授、また選挙管理をお願いした永田敬教授に感謝致します。これらの方々をはじめ、多くの討論会関係者のベクトルの方向が一致したことが、今回の運営委員会発足という目標を、まがりなりにも達成できた原動力であったと強く感じています。

分子構造総合討論会運営委員会委員

(2年任期委員：2002年討論会で改選)

大橋 修、廣瀬千秋、西 信之、松浦博厚、旗野嘉彦、小谷正博、加藤 肇、岡田 正、八木幹雄、三上直彦、関 一彦、大橋裕二、田中武彦、山口 兆、平尾公彦、小中重弘、茅 幸二、山崎 巖、岩田末廣、林 久治、藤本 博、松尾隆祐、池本 勲

(4年任期委員：2004年討論会で改選)

中辻 博、梶本興亜、伊藤紘一、大橋信喜美、菅原 正、濱口宏夫、山内 薫、正島宏祐、薬師久弥、榎 敏明、北川禎三、増原 宏、工位武治、大野公一、奥田 勉、向井和男



分子構造総合討論会運営委員会規約

1) 名称および機能

委員会の名称を、分子構造総合討論会運営委員会（以下運営委員会と略す）とする。運営委員会は、分子構造総合討論会の開催地、運営の基本方針などを討議、決定する。運営委員会は、各年度ごとに分子構造総合討論会実行委員会（以下実行委員会と略す）を設置し、実行委員長を指名する。実行委員会は、運営委員会で定まった基本方針の範囲内で、特色ある討論会を企画・実行する自由度を持つ。

2) 委員の定数

定数を30名とする。運営委員会が必要と認めた場合は、最大5名まで追加することができる。

3) 委員の選出

新委員は、運営委員会委員による選挙により選出する。ただし、ここに言う運営委員会委員は、退任予定の委員を含む。候補者は、自薦および他薦により決定する。前年度の参加登録者は推薦人となることができる。選出に際しては、研究者分布を考慮した形で、各地域、各分野からの代表者が委員として選ばれるよう留意する。委員選挙についての細則は別に定める。

4) 委員の任期および年齢制限

委員の任期は4年とし、2年ごとに半数を改選する。2期連続の重任は不可とする。任期終了予定年の8月31日現在で65才を超える者は、被選挙権を持たない。

5) 幹事および代表幹事

運営委員会に幹事4名をおく。幹事は委員の互選により選出する。幹事の任期は2年とし、2名を継続委員から、2名を新任委員から選出する。継続委員から選出された幹事2名のうち、得票数の多い者を代表幹事とする。幹事選挙についての細則は別に定める。代表幹事は運営委員会の議長をつとめる。代表幹事は必要に応じて電子メール等により、運営委員会委員全員の意見を聴取・調整し、運営委員会の意思形成の過程に資する。幹事は、委員としての任期が終了後も、次期幹事が選出されるまで、その任にあたる。幹事は代表幹事を補佐する。

6) 委員会の開催

定期の運営委員会は年1回、討論会の会期中に開催する。幹事が提起し、過半数の委員が必要と認めた場合には、臨時的委員会を開催することができる。運営委員会は、委員の2/3以上の出席（委任状を含む）によって成立する。

7) 運営委員会規約の改訂

運営委員会における過半数の賛成により、この規約および付随する細則を改訂することができる。